

公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）を行うために必要な事項を定める。

(大学評価の目的)

第2条 本機構が行う大学評価は、以下の各号を主たる目的とする。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める大学評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な質保証の充実を支援すること
- (2) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること
- (3) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること

(大学評価の対象)

第3条 完成年度を経た大学を評価の対象とする。

(実施体制)

第4条 本機構は、大学評価の判定、評価員の選定及び評価員で構成される評価チームの編制並びに評価システム等の審議を行うために、定款第41条の規定に基づき、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設ける。

- 2 前項の判定委員会については、大学評価判定委員会規程で定める。
- 3 本機構は、大学評価を行うために、評価員規程第5条に基づき、評価員を委嘱する。
- 4 前項の評価員に関する事項は、評価員規程で定める。
- 5 評価員及び判定委員は、以下の各号に掲げる当該大学の大学評価業務には従事できないものとする。
 - (1) 当該大学の卒業者
 - (2) 当該大学に専任、又は兼任として在職（就任予定を含む）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - (3) 当該大学に役員として在職（就任予定を含む）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - (4) 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去5年間以内に参画していた場合
 - (5) 当該大学の競合する近隣の大学の関係者
 - (6) その他本機構で不適正と認める者

(申請)

第5条 大学評価を申請する大学は、本機構理事長宛に申請書を提出するものとする。
なお、様式は別に定める。

2 本機構は、評価申請大学より大学機関別認証評価申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、認証評価申請受理通知書を送付しなければならない。

(大学評価の中止)

第6条 当該大学は、特別な事由により大学評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て大学評価を中止することができる。

2 前項の申入れは、文書により本機構理事長宛に行うものとする。

3 本機構は、正当な理由がある場合は、大学評価を中止することができる。

4 前項により大学評価を中止した場合は、当該大学宛文書により通知する。

(調査報告書案の作成等)

第7条 評価員で構成される評価チームは、当該大学の現地調査最終日までの大学全体の状況を踏まえて、調査の結果をまとめた調査報告書案を作成し、判定委員会に提出する。

(調査報告書案の通知)

第8条 判定委員会は、評価チームから提出された調査報告書案を、当該大学に通知する。

(調査報告書案に対する意見申立て)

第9条 当該大学は、調査報告書案に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(評価報告書案の作成)

第10条 判定委員会は、調査報告書案及び当該大学からの意見申立てがある場合、その内容を踏まえて、評価報告書案を作成する。

2 判定委員会は、大学評価結果について審議する場合、当該大学の評価チーム団長から調査結果報告を聴くことができる。

3 評価報告書案は、「認証評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」で構成するものとする。

4 前項の「認証評価結果」は「判定」、「基準ごとの評価」は基準ごとに「評価結果」、基準項目ごとの「評価結果」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」及び「参考意見」で構成するものとする。

5 第3項の「認証評価結果」では、判定委員会は、当該大学の現地調査最終日までの大学全体の状況を踏まえて、「適合」、「不適合」又は「保留」の判定を行う。

6 第3、4、5項の「認証評価結果」の判定に関する事項は、理事長が別に定める。

(評価報告書案の通知)

第11条 判定委員会は、評価報告書案を当該大学に通知する。

(評価報告書案に対する意見申立て)

第12条 当該大学は、評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 判定委員会は、当該大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。

4 評価報告書案のうち、「不適合」、「保留」及びその他に対する意見申立ての審議は、意見申立て審査会で審議を行ったうえで、判定委員会において最終的に大学評価結果を決定する。

5 意見申立て審査会については、意見申立て審査会規程で定める。

(評価報告書案の承認)

第13条 判定委員会は、評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、第4条第5項で定める当該大学の関係者はこれに加わらないものとする。

(評価結果報告書の公表等)

第14条 本機構は、理事会の承認を得た当該大学の評価報告書を、理事会承認後、3週間以内に当該大学に送付する。

2 本機構は、大学評価結果を評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣へ報告する。

3 本機構は、評価結果報告書を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

(再評価)

第15条 大学評価結果が、「保留」とされた大学は、指定の期日までに、基準を満たしていないと判断された原因等となった事項について、再評価を受けることができる。

2 再評価を申請する大学は、本機構理事長宛に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 再評価の審議は、判定委員会が行い、「適合」又は「不適合」の大学評価結果を決定する。

4 前項の結果は、理事会で承認を得るものとする。

5 再評価の結果は、当該大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告し、刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

6 再評価の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改善報告書等の公表及び提出)

第16条 大学評価結果が「適合」とされた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合は、改善報告書等の公表及び提出を当該大学に求める。

2 前項の改善報告書等の公表及び提出が求められた大学は、「適合」の認定を受けた翌年度4月1日から起算して3年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、大学評価判定委員長宛に提出するものとする。

3 第1項の改善報告書等の公表及び提出の受付期間は、前項の公表及び提出期限内の毎年7月の1か月間とする。

4 第1項の改善報告書等については、改善報告等審査会で審議した結果を判定委員会に提案し、最終結果を確定したうえ、当該大学に通知する。

5 改善報告等審査会については、改善報告等審査会規程で定める。

(「適合」の取消し)

第17条 大学評価結果が「適合」とされた大学が、認証評価終了後に、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことができる。

(評価の周期)

第18条 本機構の大学評価の周期は、評価実施年度から起算して7年以内ごととする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、判定委員会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に実施した大学評価は、従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に実施した大学評価は、従前の例による。